

営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

総 務 部 営 繕 課

(目的)

第1 本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、宮崎県営繕課が発注する工事において、発注者がCCUSを活用することを指定し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及び受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・元 請 企 業：営繕課が発注する建設工事の受注者をいう。
- ・下 請 企 業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
- ・技 能 者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での施工が 2 週間以内の者を除く。
- ・CCUS 登録事業者：元請企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登 録 事 業 者 率：CCUS登録事業者の数／元請企業及び下請企業の数
- ・登 録 技 能 者 率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- ・就 業 履 歴 蓄 積 率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・計 測 日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降 3 ヶ月に 1 回の頻度で計測を行い、発注者に報告する。ただし、工期が半年以内であ

る等これによりがたい場合は、初回計測日及び計測頻度については、受発注者の協議の上で変更することができる。

なお、工期内に少なくとも1回以上計測することとする。

- ・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

(CCUS義務化モデル工事)

第3 CCUS義務化モデル工事は、以下のとおり試行を実施する。

1 対象工事

営繕課が発注するWTO対象工事などの大規模な建設工事のうち、発注者が必要と認めた工事を対象とする。

2 試行内容

1の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	50%	70%
平均登録技能者率	30%	50%
平均就業履歴蓄積率	20%	30%

3 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して2に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

4 工事成績評定への反映

受注者が2に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、「宮崎県工事成績評定要領（平成20年4月1日環境森林部自然環境課、農政水産部農村計画課及び県土整備部技術企画課定め。以下「工事成績評定要領」という。）」の工事成績採点の配分表（以下「別表第1」という。）における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。

受注者が、2に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率70%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

また、受注者が2に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

5 未達成項目の報告等

受注者が2に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を完成検査終了後14日以内までに受注者に報告させるものとする。

6 現場説明書への明示

CCUS義務化モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、現場説明書においてその旨を明らかにするものとする。

<現場説明書記載例>

第〇条 CCUS義務化モデル工事

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
- 2 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 3 CCUS現場利用料等は、当初設計においては計上していないが、実績に基づき「CCUS現場利用料等」として最終の設計変更時に費用計上するものとする。
なお、費用計上に当たっては、実績が確認できる資料を監督員に提出すること。
- 4 試行に当たっては、「営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」及び「営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事の積算」に基づき行う。
- 5 前項については、宮崎県ホームページ（トップ>仕事・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>営繕工事>営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について）から入手できる。

（CCUS活用推奨モデル工事）

第4 CCUS活用推奨モデル工事は、以下のとおり試行を実施する。

1 対象工事

営繕課が発注する建設工事のうち、CCUS義務化モデル工事を除く全ての工事を対象とする。

2 試行内容

1の対象工事において、受注者がCCUSの活用に取り組む旨を希望し、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSを活用することを協議した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評価に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
----	------	------

平均登録事業者率	50%	70%
平均登録技能者率	30%	50%
平均就業履歴蓄積率	20%	30%

3 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して2に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

4 工事成績評定への反映

受注者が2に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、2に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率70%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

5 未達成項目の報告等

受注者が2に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を完成検査終了後14日以内までに受注者に報告させるものとする。

6 現場説明書への明示

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、現場説明書においてその旨を明らかにするものとする。

<現場説明書記載例>

第〇条 CCUS活用推奨モデル工事

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。
- 2 受注者は、契約後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により通知すること。
- 3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 4 CCUS現場利用料等は、当初設計においては計上していないが、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は実績に基づき「CCUS現場利用料等」として最終の設計変更時に費用計上するものとする。
なお、費用計上に当たっては、実績が確認できる資料を監督員に提出すること。
- 5 試行に当たっては、「営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデ

ル工事実施要領」及び「営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事の積算」に基づき行う。

- 6 前項については、宮崎県ホームページ（トップ＞仕事・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞営繕工事＞営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について）から入手できる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。